



# ジェフユナイテッド市原・千葉 サッカースクール 規約

## 第1条 【名称および所在地】

- ①本クラブは、ジェフユナイテッド市原・千葉 サッカースクールと称する。
- ②本クラブは千葉県千葉市中央区川崎町1-38に所在地及び事務局を置く。

## 第2条 【目的】

本クラブは、サッカーを通じて青少年の精神および身体の健全な育成を図るとともに、地域の青少年サッカーレベルの向上に努めること。生涯スポーツとしてのサッカーをプレーする場を提供することにより、日本サッカー界の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条 【入会資格】

本クラブの目的に賛同し、かつ、本クラブが入会に適すると認定した者のみ本クラブへの入会資格を有するものとする。

## 第4条 【入会手続】

本クラブに入会しようとする者は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。

## 第5条 【休会手続】

会員が休会しようとするときは、休会月の前月20日までに、担当コーチに申し出るとともに、所定の休会届に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。(例)3月から休会したい場合は、2月20日までに休会届けを提出する。

## 第6条 【退会手続】

会員が退会しようとするときは、退会月の当月20日までに、担当コーチに申し出るとともに、所定の退会届に必要事項を記入し、事務局に提出しなければならない。(例)3月末での退会を希望する場合は、3月20日までに退会届を提出する。

## 第7条 【入会金、年会費および月会費】

- ①会員は、定められた入会金、年会費および月会費を納入しなければならない。
- ②入会は、別途指定される諸費用の納入が完了した時点で認めるものとする。
- ③月会費の納入方法は、原則としてオンラインでのクレジット決済とする。
- ④月会費は当月1日に納入すること。
- ⑤年会費は入会の翌年度からは事務局から指定された日時までに納入すること。
- ⑥一旦納入した入会金、年会費および月会費は、原則として返還しない。
- ⑦退会希望日の属する月までは、月会費を納入しなければならない。
- ⑧入会金、年会費または月会費の金額を変更する場合は、2ヵ月前までに予告するものとする。

## 第8条 【家族の入会金免除】

当クラブに家族が参加している場合は、入会金は免除とする。

## 第9条 【指導方針】

本クラブは、次の事項を会員に対する指導方針とする。

- ①サッカーを通じて、集団行動の中でスクール生が自ら考え行動ができるようにサポートする。
- ②サッカーの本質を知ることにより、サッカーの楽しさを知ってもらう。
- ③スクール生の年齢やレベルに応じたプログラムを提供し、競い合う環境を作ることにより、技能の向上を目指す。

## 第10条 【遵守事項】

会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①サッカーを通じて、集団行動の中でスクール生が自ら考え行動ができるようにサポートする。
- ②入会の際に、所定の「入会申込書」を本クラブに提出すること。
- ③本規約および本クラブの諸規則を遵守すること。
- ④本クラブの指導方針および各コーチの指示に従うこと。

## 第11条 【禁止事項】

会員は、次の各行為を行ってはならない。

- ①本クラブの内部事情（試合の戦術および練習の内容等を含む）を第三者に開示すること
- ②本クラブの事前の承認を得ないで、第三者のための広告宣伝、広報活動に参加または関与すること
- ③本クラブの秩序、風紀を乱す行為
- ④その他、本クラブの名誉または利益を害する行為

## 第12条 【練習期間】

本クラブの練習期間は、原則として毎年4月より翌年3月とし、別に定める日程に基づき実施する。ただし、悪天候、交通機関の途絶または練習場の状況等、やむをえない事由が生じた場合には、練習を休止することがある。

## 第13条 【振替について】

本クラブの判断で練習が中止になった場合、本クラブが指定した日に振替参加することができる。振替日については、スクール毎に別紙にて伝えることとする。

## 第14条 【保険】

- ①会員は、入会と同時にスポーツ傷害保険に加入しなければならない。
- ②前項の保険に要する費用は本クラブが負担する。
- ③第1項の保険加入手続は、本クラブが一括して代行するものとする。

## 第15条 【負傷時の処置】

- ①会員が練習中または試合中に負傷した場合には、本クラブが応急処置を行う。
- ②前項の応急処置後の治療ないし療養に要する費用は会員の負担とする。ただし、前条の保険の適用を受けることができる。
- ③会員は、練習中または試合中に負傷した場合には、直ちに本クラブに対し事故報告を提出しなければならない。（電話による報告も認める）。

## 第16条 【除名】

会員が次の事項のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することが出来る。

- ①本規約に違反したとき。
- ②刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
- ③会費を3ヶ月間以上滞納したとき。

## 第17条 【閉鎖】

本クラブは、社会情勢の変化その他本クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には、3ヵ月前に予告することにより無条件に閉鎖することが出来る。ただし、天災地変その他の不可抗力により本クラブの継続が不可能となったときは、予告せずに直ちに閉鎖することが出来る。

## 第18条 【免責】

会員は、本クラブにおける活動および本施設利用に際しては、コーチおよび施設管理者の指示および本クラブの諸規則に従って行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他の事故が発生しても、本クラブおよびコーチ等に対して何ら損害賠償を請求しない。

## 第19条 【改正および細則】

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正できるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

## 第20条 【付則】

- ①本規約は、平成22年4月1日から施行する。
- ②本規約と抵触または重複する従来の規約および細則は、本規約の施行と同時に廃止する。

## 〔改訂〕

- 平成22年4月1日
- 平成23年4月1日
- 平成26年1月13日
- 平成26年4月1日
- 平成27年4月1日
- 令和 5年4月1日
- 令和 7年4月1日